

議案第68号

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「，国民健康保険事業費納付金」の次に「，財政安定化基金」を加える。

第12条から第14条まで，第17条及び第18条中「算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は，令和4年4月1日から，改正後の条例第12条から第14条まで，第17条及び第18条の規定は，令和6年4月1日から適用する。

（提案理由）

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正等に伴い，所要の改正をしようとするものである。